

北朝墓誌にみる刻法の伝播

―特定刻法 [003] について―

Diffusion of Carving Styles Seen in Epiaphs of the Northern Dynasties

: On the Specific Carving Style [003]

澤田 雅弘

Sawada Masahiro

はじめに

本稿は、稿者がかつて「北魏墓誌の刻について―李媛華墓誌と元子直墓誌―」⁽¹⁾(以下、「旧稿2011」と略称する)において、李媛華・元子直各墓誌中に存在する同一刻法を検証したが、その後、その両誌と同一の刻法がさらに元徽墓誌にも認められることに気付いたため、三誌に認められる同一刻法を、伝播する特定刻法のひとつと位置付け、改めて検証するものである。

稿者がいう同一刻法とは、刻者の同手・別手を問わず、奏刀する刻法が特定の刻法を祖述して奏刀したと判断される一類の通性をもつ刻法をいい、特定刻法とは、原稿である筆跡の筆法に従属せず(稿者のこれまでの観察によって推測すれば、著しく拙劣な奏刀者を除けば、

結構についてはおおむね筆跡に従う傾向があり、その傾向は時代とともに一般化するようである。)、自律的に特定の刻法で特定の筆法を刻出し特定の風趣を表現する刻法をいう。そして、その特定刻法が一類の通性をもつ同一刻法として時代あるいは地域を越えて複数に認められるとき、伝播する特定刻法と呼ぶうる。

なお、本稿は日本学術振興会科学研究費補助金基盤研究(C)平成二十五年度(継続)「中国北朝墓誌における特定刻法の伝播に関する基礎的研究」課題番号23520184による研究成果の一部である。

一 三誌の概要

同日に葬られた李媛華とその義理の子元子直、ならびに両墓誌の詳細は「旧稿2011」に譲って、ここでは簡単に振り返ることとする。

a 李媛華墓誌

李媛華は献文帝の子元勰の妃。元勰墓誌と同兆から出土した。李媛華墓誌は郭玉堂『洛陽出土石刻時地記』に、「民国九年（一九二〇）、洛陽城北の張羊村の西の小塚内出土。南陳莊村の北の石夫人（元継妃石婉）の塚と相近し。」と記録する。出土後、武進の陶湘の所蔵を経て、現在は遼寧省博物館にある。七九×七八・五cm。三六行、満行三七字。蓋はすでに亡佚している。誌文には、李媛華は正光五年（五二四）正月十五日、四十二歳で自宅に歿し、同年秋八月六日に「武宣王陵に合葬」されたとある。ちなみに武宣王（元勰の諡）陵の位置を、元勰墓誌には「長陵（孝文帝陵）の北山」といつている。

b 元子直墓誌

元子直は献文帝の孫で、父は元勰であるが、李媛華の実子ではない。郭玉堂『洛陽出土石刻時地記』には、「民国十一年（一九二二）陰曆九月、洛陽城北の南陳莊村の南の張姓の地中出土。元挺夫婦墓誌の出土の処と相近し。」とある。元子直は、誌文によれば正光五年四月十二日に自宅に歿し、同年八月六日に「長陵（孝文帝陵）の東北」に葬られた。したがって、「南陳莊村の南」「長陵の東北」にあったその兆域は、父母の兆域「張羊村の西」「長陵の北山」と程近い。蓋は亡佚している。該誌は、七七×七六cm、二七行、満行

三二字。出土後、于右任の所蔵を経て、いま西安碑林博物館にある。

c 元徽墓誌

元徽は、字は顛順。恭宗元晃（諡は景穆、景穆皇帝と追尊される）の曾孫で、元鸞（諡は懷王）の子。長兄の元顛魏、次兄の元恭（『魏書』には元顛恭、字は懷忠とある）にもそれぞれ墓誌がある。また、元徽墓誌や『魏書』にその名がみえないが、亀形の墓誌で著名な元顛僞墓誌に「景穆皇帝の曾孫、鎮北將軍刺史城陽懷王の季子なり」とある元顛僞もその弟である。

元徽は、世宗宣武帝のときに封を襲ぎ、敬宗孝莊帝（莊帝）には侍中・大司馬・太尉公に除せられ親侍したが、『魏書』景穆十二王列伝の元徽伝には、「爾朱兆の入るるに及んで、禁衛奔散す。莊帝は歩もて雲龍門を出で、徽は馬に乗り奔度す。帝頻りに之を呼ぶも、徽顧みずして去る。」と伝え、続けて「遂に山南に逃げ、故吏の寇彌の宅に至る。彌外は容納すと雖も、内は自ら安んぜず、乃ち徽を怖れ、官捕將に至らんとすと云ひ、其れをして他所に避けしめ、人をして路に於て邀害せしめ、屍を爾朱兆に送る。」と記している。ただし、この難事は墓誌には見えない。

墓誌によれば「春秋卅一。永安三年（五三〇）、歳は庚戌に次る十二月五日、洛陽の南原に薨」じ、「太昌元年（五三二）、歳は壬子に次る十一月辛卯朔の十九日己酉、洛陽の穀山に窆ら」れた。

郭玉堂『洛陽出土石刻時地記』に「民国七年（一九一八）、洛陽の後海資の北、北平塚の西、第四塚内出土。」と記す該誌の出土地「後海資の北」は、洛陽城の真北に位置し、李媛華墓誌が出土した「張羊村の西」や元子直両誌が出土した「南陳莊村の南」とは程近い。該誌は五五・七×五七・一cm。三一行、滿行三二字。出土後、陶湘の所蔵を経て、現在は遼寧省博物館にある。蓋は亡佚している。

二 三誌の書風

李媛華・元子直両誌の筆者が同手の可能性が極めて高いことは、「旧稿2011」に明らかにしたとおりであるが、いまその要点を図1・図2をもって簡単に振り返っておきたい。図1は李媛華・元子直両誌にみえる同字を対比したものである。両誌の書風はともに古文・篆書を取り込む繁縟な字画を多用して結構も変化に富み、酷似する。また図2は、各誌に見える「節」字全てを前後の字を含めて抽出したものである。両誌とも「節」字の竹冠を行の中央に置いて書き進める結果、「節」字全体が行の右に寄る不具合を生じているが、その自覚を持つことがなかったかのように、「両誌とも終始この不具合を繰り返している。以上から両誌の筆者は同手とみてほぼ間違いないであろう。

一方、元徽墓誌の書風は李媛華・元子直両誌と全く相反する。図

3は右に元徽墓誌、左に李・元両誌を列して対比したものである。この比較に自明であるように、元徽墓誌の筆者は李・元両誌と明らかに別手である。すなわち、字形は李・元両誌が縦長・横長・裾広がりとなちまちで、ときには一部位を傾斜させるなどして変化を追うのに対し、元徽墓誌は平穩で、下半身をわずかに窄め気味にして方形に納めようとする結構を貫き、字体の選択にも李・元両誌のよくな繁縟趣向は微塵もない。

三 三誌の刻法

「旧稿2011」に詳述したとおり、李媛華墓誌には六（乃至七）種の刻調が混在し、その分布は複雑で、中には奏刀技術がやや未熟な刻者も含まれている。ちなみに、図4は、李媛華墓誌中の刻調六種をそれぞれ連続する三字をもって比較したものである。また、元子直墓誌にも九種の刻調が混在し、李媛華墓誌以上にその分布は複雑で、奏刀が極めて未熟な刻者も含まれている。図5は、元子直墓誌中の刻調九種をそれぞれ連続する三字をもって比較したものである。このように両誌とも多数の刻調が混在するが、同時に両誌の間には同一刻法が認められる。図6は、両誌中に混在する刻調のなかで、それぞれ奏刀の熟練度の高い刻調を対比したもので、右に李媛華墓誌、左に元子直墓誌を列した。詳細は「旧稿2011」に譲るが、図6



図2-1
李媛華墓誌中の「節」字



図2-2
元子直墓誌中の「節」字



図1 李・元両誌の書風
李媛華墓誌（右） 元子直墓誌（左）



ウ イ ア



カ オ エ



ウ イ ア



カ オ エ



ケ ク キ

図4 李媛華墓誌中の六種の刻調

図5 元子直墓誌中の九種の刻調



図3 三誌の書風
元徽墓誌(右) 李・元両誌(左)



図6 李・元各誌の熟練刻調の比較
李媛華墓誌（右） 元子直墓誌（左）

に對比したこれら各字の刻者が祖述していた刻法は明らかに同一である。ただし、刻者はおそらく別手である。そればかりか、図7のとおり、李媛華墓誌（右）・元子直墓誌（左）中の奏刀がやや劣るそれぞれの刻者が祖述する刻法も、また同一刻法である。

一方、元徽墓誌にも（三乃至四種）の刻調が混在する。いま、刻調の特徴が明瞭な箇所からそれぞれ連続する六字を採って對比すると、図8のとおりである。この三種のうち左端の刻は明らかに他者に比べ奏刀が未熟で、他の両者と別手であることは明白である。残る右・中央の両者の刻調の間には、刻出する筆画に瘦硬と腴潤の違

いが明瞭であるものの、奏刀の技術においてはほぼ同等で、しかも誌面には瘦硬と腴潤の相違が曖昧な箇所（あるいはさらに別手も参画するかと思わせるところ）もあり、両者の分布域には明確に区切りがたい部分がある。そこで熟練の奏刀技術を示す両者（図8の右と中央）をひと括りにし、これに比べて未熟なもの（図8の左）と對比すると、元徽墓誌の刻調は図9のように明確に両分できる。

四 三誌間の特定刻法甲と二誌間の乙

図3に見たとおり、李媛華・元子直両誌と元徽墓誌の書風は、結



図9 元徽墓誌中の
熟練刻調（右）と未熟刻調（左）



図7 李・元各誌の未熟刻調
李媛華墓誌（右）
元子直墓誌（左）



図8
元徽墓誌中の三種の刻調



図10 元徽墓誌（右）と李・元両誌（左）の熟練刻調〈甲〉と未熟刻調〈乙〉

構・字体・風趣において全く異なり、筆者が別であることは疑いようがない。しかし、三誌間には類似する刻法が認められる。図10は李・元両誌中の奏刀が勝る刻法と元徽墓誌中の奏刀が勝る刻者の刻法、また、李媛華墓誌中の奏刀が未熟な刻者の内の一人の刻法と元徽墓誌中の奏刀が未熟な刻者の刻法とを、それぞれ対比したものである。図は右に李・元両誌を、左に元徽墓誌を列した。内、

「野・招・実・里・爵」以下「生・八・陽・其・斯」の十八字が奏刀の勝る刻者の刻法で、末の「谷・徳・遠・貞」四字が奏刀の未熟

な刻者の刻法である。いま便宜上、前十八字の刻調を〈甲〉、後四字の刻者の刻調を〈乙〉と呼ぶこととする。

図3に見たとおり、書風が著しく異なっていた李・元両誌と元徽墓誌の両者が、図10では一転して、〈甲〉〈乙〉それぞれにすっかり同じ風趣を示している。すなわち、両者に認められる同一の刻法のもとに、それぞれの筆跡の風趣が埋没したのである。

たしかに図10の左列に列した李・元両誌の各字には、図1でみたような多彩な結構や繁縟な字画が影を潜めてはいるものの、両誌中

の〈甲〉そして〈乙〉のそれぞれの通性が際立って、筆跡の風趣が埋没したことが知られる。図10中の李・元両誌と元徽墓誌の結構がやや類似していることは、両者の風趣の酷似を助長する要素ではあるが、同一刻法が酷似を決定づけたのである。

刻法の同否が風趣を大きく左右する構造は、図10中の〈甲〉による十八字と〈乙〉による四字との風趣の歴然たる差からも知られよう。すなわち、〈甲〉も〈乙〉も、両誌の異なる筆者のそれぞれの個性（原稿である筆跡の書風）を超克して、〈甲〉は甲独自の〈乙〉は乙独自の風趣を刻出している。すなわち、筆跡の筆法に従属せず、特定の刻法で特定の筆法と特定の風趣を刻出している〈甲〉〈乙〉は、それぞれに紛れもない特定刻法と認めることができる。

ところで、そもそも〈甲〉と〈乙〉はどのような関係にあるのか。

五 特定刻法甲と乙の関係

正光五年（五二四）の李媛華・元子直両誌と、その八年後の太昌元年（五三二）に刻された元徽墓誌との間に〈甲〉が認められるのみならず、李媛華墓誌と元徽墓誌との間にはさらに〈乙〉までも認められる。李・元両誌と元徽墓誌には八年の隔たりがありながら、同一刻法が認められる理由は、もとより特定の刻法が時を越えて伝播していた証であり、その意味では、三誌間に認められる〈甲〉も

二誌間に認められる〈乙〉も、ともに伝播する特定刻法といえる。

しかし、ここで留意しておきたいことがある。稿者がこれまでいくつかの事例を検出してきた⁽²⁾とおり、程近い兆域に同日に葬られた兄弟や親子など、親等が近い親族間の墓誌には、ときおり複数の同一刻法が各誌に互見する現象がある。義理の母子である李媛華と元子直の各墓誌間に同一刻法が認められるのも、この事例のひとつに他ならない。ところが、李・元両誌と元徽墓誌の両者の場合は、兆域こそ程近いとはいえ、両者の間には八年もの隔たりがあり、同日葬の事例でないことはいうまでもない。しかも、元徽と李媛華の夫元懿とはともに恭宗景穆帝の曾孫ではあるものの、元懿の祖父は恭宗景穆帝の長子高宗文成帝、父はその長子顕祖献文帝で、一方の元徽の祖父は高宗文成帝の腹違いの弟元長寿である。したがって、兄弟や親子など親等が近い親族間の事例と同然に扱うことは到底できない。にもかかわらず、李・元両誌と元徽墓誌の間には、上にみたとおり同一刻法〈甲〉が互見し、李媛華墓誌と元徽墓誌の間に〈乙〉が互見する。

そこで、いまいちど李媛華墓誌に混在する刻調を列挙した図4、元子直墓誌に混在する刻調を列挙した図5に戻ってみたい。李媛華墓誌に混在する六種の刻調のなかには、近似要素のある刻法が認められる。顕著なものでいえば、図4中のアとウとがそれである。ア

が刻し出す筆画が瘦硬であるのに対し、ウが刻し出す筆画は腴潤であり、アの転折は方勢であるのに対し、ウの転折は円勢であるなどの差異がある一方で、両者には起筆部や収筆部をともに几帳面に拵えることで、気持ちを行き届かせた清爽の書風を表現し得ているなどの類似も認められる。このような異質と同質が共存する様子は、アウとエとの間にも、またエとオとの間にも認められるなど、相互に関連しあう様相がある。同様に元子直墓誌の図5中の、ウとエ、オとカとケにも認められる。そして図6や図7にすでにみたとおり、李媛華墓誌と元子直墓誌の両者には、酷似する刻法がある。

これらの混在する刻法間の関連性を踏まえれば、李媛華墓誌や元子直墓誌に混在する各種刻調の差異は、どれもが同一の刻法を祖述する刻者たちの習熟度の差異などが反映した結果と考えるのが穏当であろう。すなわち、李媛華・元子直両誌はともに、同じ刻法を祖述する刻派に所属する成員——といっても実際には経験年数や過去に身に付けた潜在的刻法が異なるさまざまな刻者——が分担して刻した墓誌とみられる。

ここで目を図8に転じてみると、元徽墓誌中に混在する刻調中の三種にも同様の現象があることに気付かされる。すなわち、少なくとも元徽墓誌中に混在するその三種は、同一の刻法を祖述する刻者たちの習熟度のわずかな差異など、個々が持つ経験的差異が反映した

結果とみられる。

すなわち、李媛華墓誌・元子直墓誌・元徽墓誌は、異なる刻法を体得する刻者が分業したのではなく、同一刻法を祖述する刻派の成員によって刻されたであろう。三誌に認められる同一刻法は、筆跡の書風に従属せず、八年の隔たりをも越えて同趣の書風を刻出する特定刻法であるゆえに、李・元両誌と元徽墓誌に、「野・招・実・里・爵」以下十八字に顕著なとおり、同一刻法〔甲〕が認められるばかりでなく、李媛華墓誌と元徽墓誌にはさらに「谷・徳・遠・貞」四字にみる〔乙〕までもが互見する状態、すなわち刻法上の濃密な関係が認められるのである。

一見異なる刻派であるかのような〔乙〕の刻者も、実は〔甲〕の刻者と同派の成員にほかならず、〔甲〕との刻調の差異は、〔甲〕の刻者との習熟度の差異が反映した結果で、類推して言えば、刻法〔甲〕を学習するおそらく初期の段階では〔乙〕のような刻調を帯びるのではないか。いずれにしても〔乙〕を内在する刻法〔甲〕が代表する刻法はすでにみたとおり各誌の筆跡に従属せず、時を越えて伝播した特定刻法にほかならず、特定刻法「003」と呼びうる。

おわりに

「旧稿2011」では、本稿の図6を掲げて、図の李媛華墓誌の列は

図11 特定刻法「003」の通性 元徽墓誌（右）と李・元両誌（左）



全て「刻法A」の各字、元子直墓誌の列の「自・未・載・齡・錫・古・華・追・魯・猶・易・俗・陽・早・今・勲・雖」の十七字は「刻法B」、「光・水・昏・門・曉」の五字は「刻法b」と区分したうえで、「刻法A」と「刻法Bb」とは同一刻法であり、「刻法A」と「刻法B」とは同手の可能性をも抱かせるほどに酷似する別手と述べた。

また本稿の図七を掲げて、図の両者（すなわち「刻法C」と「刻法D」）は、明確にはいえないが、同手である可能性が高いと述べた。この結論に変わりはないが、「旧稿2011」ではさらに、「刻法A」と「刻法Bb」、「刻法C」と「刻法D」以外は、それぞれ別の刻法の体得者であるとして、無秩序な鐫刻分担者選定の社会的必然条件に論及し、ある種の慣習が行われていた可能性を示唆した。

しかし、その後に元徽墓誌中に同一刻法（甲）（乙）を検出しえたことで、「旧稿2011」中の「刻法A」と「刻法Bb」、「刻法C」

と「刻法D」以外は、それぞれ別の刻法の体得者である。」との観察が誤りであることに気付いた。したがって、李媛華墓誌と元子直墓誌の事例を「刻者間に機会均等の分業方式を取ろうとする、ある種の慣習が行われていた可能性を示唆する」としたもの考えも撤回しなければならぬ。

稿者は、同日葬の親族間墓誌には、相互に同一刻法が現れる現象を、いくつかの事例をもって検証してきたが、刻者組織の成員あるいは墓誌鐫刻を受注したときに集う刻者には、異なる刻法を祖述する刻者のほかにも、同一刻法を祖述する刻者だけが集う場合もあることを、李媛華・元子直・元徽三誌は示している。

本稿で明らかにしえた主な事項は、以下のとおりである。

一 李媛華・元子直・元徽三誌の間には、筆跡に従属せず祖述する特定の刻法によって特定の書風を刻出する特定刻法「003」が認

められる。また、李媛華・元子直両誌と元徽墓誌の間には八年の隔たりがあることから、「003」は八年の時を越えて伝播していた特定刻法といえる。

二、その特定刻法「003」の通性は、本稿の図6、図9中の右列、図10中の〈甲〉のとおりであり、その通性を列記すれば次のようである。

- ・細工は総じて精緻である。
 - ・起筆・収筆部の棱角（筆押えの形状）を几帳面に拵えて整える。
 - ・転折では棱角を強調せずに、やや遠勢気味に円潤に作る。
 - ・線条に細太は少なく比較的均質で、終始円厚の筆致を表現する。
 - ・左払（掠）の起筆には特異な奏刀が頻出する。
- そして、右の通性を顕著に反映した字跡を、これまでに図示したものと重複を厭わず選抜すれば、図11のようである。図の右列が元徽墓誌、左列が李媛華・元子直墓誌である。

三 李媛華・元子直・元徽三誌にはそれぞれいくつかの刻調が複雑に混在するが、それら刻調は、図11に総括できる特定刻法「003」を祖述する同派の成員によるものである。

(二〇一三・一〇・一一)

注

1 『書学書道史論叢／2011』（書学書道史学会編、菅原書房発行、二〇一二年）所収。

2 以下の拙稿で検証した五例がある。

「北朝墓誌の書者と刻者について―元懿墓誌と元詳墓誌―」（『大東書道研究二〇〇六』所収、二〇〇七年）

「北朝墓誌の刻について―元毓墓誌と元昉墓誌―」（『群馬大学教育学部紀要人文・社会科学編』第五六卷所収、二〇〇七年）

「北朝墓誌の刻―元顯墓誌と元瑱墓誌―」（『大東書道研究二〇〇七』所収、二〇〇八年）

「隋代墓誌の刻について―張盈墓誌と夫人蕭氏墓誌―」（『大東書道研究』第一六号所収、二〇〇九年）

「東魏墓誌の刻について―李挺墓誌・劉幼妃墓誌・元季聡墓誌―」（『大東書道研究』第一七号所収、二〇一〇年）